

改正

令和2年10月6日条例第33号

鳥羽市景観条例

(目的)

**第1条** この条例は、景観づくりに関する市と市民等の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項その他景観づくりのために必要な事項を定めることにより、本市の豊かな自然景観やみなとまちの景観など、良好な景観の保全及び創出を図り、もって市民生活の向上や地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 地域の個性及び特色を生かした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に存する土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(責務)

**第3条** 本市は、景観づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施するものとする。

- 2 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、自ら景観づくりを実践するとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、景観づくりについて必要な配慮をするとともに、本市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

**第4条** 市長は、本市の区域内の景観づくりを推進するため、景観計画を定めるものとする。

- 2 景観計画においては、法第8条第2項各号に規定する事項のほか、本市が推進する景観づくりに関して必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、景観計画において、良好な景観を形成するため、地域の現状や景観特性等を踏まえ、区分する地域帯を定めることができる。

(策定の手続)

**第5条** 市長は、景観計画を定めようとするときは、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）も、同様とする。

(眺望保全区域及び重点地区の指定)

**第6条** 市長は、景観計画区域のうち、良好な眺望景観を保全する必要があると認める区域を眺望保全区域として指定することができる。

- 2 市長は、景観づくりの推進を重点的に図るため、特に必要と認める地区を重点地区として指定することができる。
- 3 前2項の眺望保全区域及び重点地区における法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、眺望保全区域又は重点地区ごとに定めることができる。

(計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の手続)

**第7条** 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要する行為等)

**第8条** 法第16条第1項第4号の条例で定める届出を要する行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次条第2号において同じ。））、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第2号におい

て同じ。)その他の物件の堆積

2 前項に規定する行為に係る届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

(届出を要しない行為)

**第9条** 法第16条第7項第11号の条例で定める届出を要しない行為(重点地区を除く。)は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積でその期間が90日を超えて継続しないもの

(3) 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの

(4) 法第16条第1項各号の規定による届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 重点地区における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定めるものとする。

(事前協議等)

**第10条** 法第16条第1項又は第2項に規定する行為をしようとする者は、同項の規定による届出の前に当該行為が景観計画に定める行為についての制限に適合するか否かについて、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議において、当該協議に係る行為が景観計画に定める行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告の手続等)

**第11条** 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

**第12条** 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手続)

**第13条** 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

**第14条** 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項に規定する期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(行為の完了報告)

**第15条** 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は当該通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物等の指定の手続)

**第16条** 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、法第19条第2項又は法第28条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の手続は、規則で定めるところにより行うものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更又は解除について準用する。  
(原状回復命令等の手続)

**第17条** 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、鳥羽市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(鳥羽市景観審議会)

**第18条** この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥羽市景観審議会を置く。

2 鳥羽市景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、三重県景観づくり条例(平成19年三重県条例第66号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 三重県景観づくり条例に基づく景観計画は、施行日から第4条の規定により定める景観計画の効力が生じる日の前日までの間は、同条の規定により定めた景観計画とみなす。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(令和2年10月6日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥羽市景観条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。